

第2章 後期基本計画の概要

1 後期基本計画の趣旨及び位置付け

【後期基本計画の趣旨】

平成23年3月に「住みたくなるまち鳥栖―“鳥栖スタイル”の確立―」を将来都市像とした「第6次鳥栖市総合計画」を策定しました。同計画の目標年次は、平成32年度であり、前期基本計画の計画期間を平成23年度から平成27年度までと定め、将来都市像の実現に向けて各種施策を展開してきました。

鳥栖市は、全国的に少子高齢化・人口減少の局面にある中、まれにみる人口が増え続けている都市であり、市制施行当時（昭和29年）の40,176人から、平成28年1月末現在72,287人と着実に増加しています。これからの20年間においても人口は更に増えることが予想されています。

一方で、東日本大震災をはじめ、気象変動に起因すると考えられる台風・豪雨災害などが多発し、災害対策の充実や都市基盤の安全向上の必要性、さらには社会経済の先行き不安等、鳥栖市を取り巻く環境にも大きな影響が生じています。

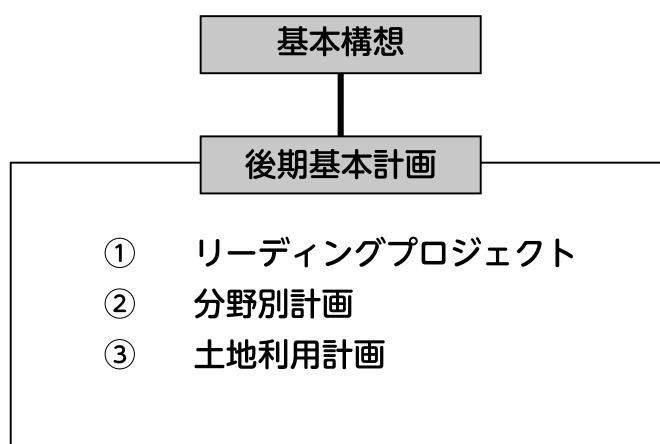
さらには、まちづくりの拠点として鳥栖駅周辺の利便性向上と中心市街地の活性化や魅力ある産業の集積、健康長寿の意識向上等、様々なニーズに応えていかなければなりません。

このような人口動態、気象変動や社会経済情勢の変化等に対応するとともに、前期基本計画の進捗状況を勘案し、将来都市像の実現に向けた第6次総合計画後期基本計画を策定します。

【後期基本計画の位置付け】

後期基本計画は、基本構想で定めた将来都市像「住みたくなるまち鳥栖—“鳥栖スタイル”の確立—」とまちづくりの基本目標等を実現するために必要な取組の方向性等を具体的に明らかにしたもので、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画です。6 つのまちづくりの基本目標に係る「リーディングプロジェクト」「分野別計画」「土地利用計画」をもって構成します。前期基本計画と同様に後期基本計画についても、随時見直しを行っていくこととします。

■後期基本計画の構成



■後期基本計画の期間

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基本構想	基本構想									
基本計画	前期基本計画 (H23 ~ 27)					後期基本計画 (H28 ~ 32)				